

入札説明書（電子入札案件）

独立行政法人都市再生機構西日本支社の「和歌山市中心市街地における再整備方策等検討業務」に係る掲示に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

なお、本件は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)を受付、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

1 掲示日

平成30年7月9日

2 発注者

独立行政法人都市再生機構西日本支社 支社長 西村 志郎
大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

3 業務概要及び評価テーマ

(1) 業務名

和歌山市中心市街地における再整備方策等検討業務

(2) 業務内容

① 前提条件の整理

- ・上位計画等の整理（都市計画、防災計画等）
- ・現況把握と課題整理（まちの基礎情報等）
- ・地区周辺の市場調査・分析（業務、住宅、商業等）

② まちづくり課題と方針の検討

- ・地区特性の把握
- ・導入機能（土地利用）の検討（業務、居住、福祉・子育て、防災等）
- ・都市基盤（道路、都市公園等）の検討
- ・まちづくり方針の検討

③ 事業手法の検討

- ・土地利用計画の検討
- ・事業スキームの検討
- ・事業計画（事業費、事業量、事業収支等）の検討
- ・事業スケジュールの検討
- ・まちづくり誘導（地区計画、景観計画）の検討

(3) 評価テーマ

本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

- ・和歌山市中心市街地の状況及びそこで行われているまちづくり施策を踏まえた、まちづくりの在り方に係る留意点及び創意工夫
- ・和歌山市中心市街地における事業成立性の検討に係る留意点及び創意工夫

(4) 履行期間

平成30年9月初旬（契約締結日の翌日）から平成31年2月20日（水）予定

(5) 契約書

本業務の「業務請負契約書」は当機構ホームページを参照のこと。

<http://www.ur-net.go.jp/order/nyusatuyosiki.html>

(6) 業務の詳細な説明

別添－1「和歌山市中心市街地における再整備方策等検討業務仕様書」のとおり

(7) 成果品

別添－1「和歌山市中心市街地における再整備方策等検討業務仕様書」のとおり

(8) 履行場所

原則として落札者の事務所とする。

(9) 本業務においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。

（ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、以下に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること。）なお、電子入札により難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。（様式は機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、申請書提出期限までに下記6(2)～様式1及び2を提出すること。）

4 競争参加資格要件

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第332条（当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構関西地区における平成29・30年度測量・地質調査・建設コンサルタント等業務の業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
- (3) 平成20年度以降（平成20年4月1日から申請書提出期限まで）に、受注し完了した調査業務で、下記に示す同種又は類似業務の実績が1件以上（受託、下請による業務の実績を含む）あること。
 - ・ 同種業務：
国、地方公共団体、独立行政法人（前身の特殊法人を含む）又は市街地開発事業の施行者（都市計画法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業の施行者（民間を含む））における都市再生事業等に係る計画コンサルティング業務
 - ・ 類似業務：
その他民間等における都市再生事業等に係る計画コンサルティング業務

※ 「都市再生事業等」とは、市街地開発事業（都市計画法第12条第1項に掲げる事業）その他市街地の整備改善及び団地の建設・建替えを行う事業をいう。
- (4) 予定管理技術者
次に掲げる基準を満たす予定管理技術者を当該業務に配置できること。
 - ① 下記のいずれかの資格等を有する者であること。
 - ・ 技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - ・ 一級建築士の資格を有し、建築士法による登録を行っている者
 - ・ 都市再生事業等の事業者として実務経験が25年以上ある者

※ 「都市再生事業等の事業者」とは、都市再生事業等の事業者としての国、地方公共団体、独立行政法人（前身の特殊法人を含む）又は民間企業の職員・社員のことをいう。
 - ② 平成20年度以降（平成20年4月1日から申請書提出期限まで）に、完了した下記に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績（受託、下請による業務の実績を含む）を有する者であること。
 - ・ 同種業務：
 - 1) 国、地方公共団体、独立行政法人（前身の特殊法人を含む）又は市街地開発事業の施行者（都市計画法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業の施行者（民間を含む））における都市再生事業等に係る計画コンサルティング業務
 - 2) 都市再生事業等の実務に従事した経験
 - ・ 類似業務：
その他民間等における都市再生事業等に係る計画コンサルティング業務
 - ③ 申請書及び資料の提出期限日時点において、当該企業と雇用関係があること。なお、雇用関係のないことが判明した場合、「虚偽の記載」として取り扱う。
- (5) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。

5 総合評価に係る事項

(1) 総合評価の方法

① 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる下記②の「価格評価点」と下記③により得られた「技術評価点」との合計値(以下「評価値」という)をもって行う。

② 価格点の評価方法は、以下のとおりとし、価格点は30点とする。

$$\text{価格評価点} = 30 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

③ 技術評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は60点とする。

$$\text{技術評価点} = 60 \times \text{技術点} / \text{技術点の満点}$$

また、技術点の算出は、申請書及び資料の内容に応じ、下記の評価項目毎に評価を行い、技術点を与えるものとし、満点は60点とする。

- ・ 企業の経験及び能力
- ・ 予定管理技術者の経験及び能力
- ・ 実施方針
- ・ 評価テーマに関する技術提案

(2) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」と「企業の経験及び能力」、「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針」及び「評価テーマに関する技術提案」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(1)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

(3) 技術点を算出するための基準

申請書及び資料の内容について、以下の評価項目についてそれぞれ評価を行い、技術点を算出する。

評価項目	評価の着目点		評価ウェイト
	判断基準		
申請者及び能力(企業)の経	専門技術力	業務実績 (様式-2) 平成20年度以降に受注し完了した同種又は類似業務を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が2件以上ある。 ②同種業務の実績が1件又は類似業務実績が2件以上ある。 ③類似業務実績がある。 なお、同種又は類似業務の実績が無い場合は欠格とする。 記載する業務は2件とし、1件につき1枚以内に記載する。	① 5 ② 3 ③ 0
予定管理技術者の経験及び能力	専門技術力	技術者資格 (様式-3)(様式-4) ① 技術士(建設部門)、一級建築士のいずれかの資格を有する技術者で、かつ、都市再生事業等の事業者として実務経験が25年以上ある者 ② 技術士(建設部門)、一級建築士のいずれかの資格を有する技術者 ③ 都市再生事業等の事業者として実務経験が25年以上ある者	① 5 ② 3 ③ 0
	業務実績	(様式-3)(様式-4) 平成20年度以降に受注し完了した同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が2件以上ある。 ②同種業務の実績が1件又は類似業務実績が2件以上ある。 ③類似業務実績がある。 なお、同種又は類似業務の実績が無い場合は欠格とする。 記載する業務は2件とし、1件につき1枚以内に記載する。	① 10 ② 5 ③ 0
実施方針	業務理解度	(様式-5) 業務の目的、条件及び内容の理解度が高く、業務実施上の配慮事項に関する確な体制が確保されている場合は優位に評価する。	10
実施方針	実施体制	(様式-5)(様式-5-2) 配置技術者の経験、資格、人数及び協力体制等、業務を遂行する上での確な体制が確保されている場合は優位に評価する。	10
評価テーマに対する技術提案	本業務力における専門	(様式-6) 技術提案について、的確性(与条件との整合性が取れているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)及び実現手法を考慮して総合的に評価する。 ※業務概要及び評価テーマを参照	20
技術点 合計			60

(4) 積算基準

本業務に係る積算基準は、別添-2の通り。

6 問合せ先

(1) 公募条件について

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社
都市再生業務部まちづくり支援第1課
電話 06-6969-9201 担当 福田

(2) 入札手続について

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社
総務部契約課
電話 06-6969-9970

7 競争参加資格の確認

(1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けること。

4(2)の認定を受けていない者も、次に従い申請書及び資料を提出することができるが、この場合、4(3)から(6)までに掲げる事項を満たしており、かつ、開札時において4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

4(2)の認定を受けていない者は、以下のとおり一般競争参加資格申請書を提出すること。

(一般競争参加資格の申請)

提出期間： 平成30年7月9日(月)から平成30年7月18日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

提出場所： 6(2)に同じ

提出方法： 提出場所へ持参又は郵送(提出期間内に必着)により行うものとし、電送によるものは受け付けない(同申請書の余白に「『和歌山市中心市街地における再整備方策等検討業務』申請希望」と明記すること)。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められたものは、本競争に参加できない。

(本業務の参加表明)

① 提出期間： 平成30年7月10日(火)から平成30年7月24日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後5時まで

② 提出場所： 6(2)に同じ

③ 提出方法： 申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより受け付けを行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札による場合は、内容を説明できるものが6(1)へ持参するものとする。郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 申請書の作成方法
申請書は、(様式-1)に従い作成すること。
- (3) 資料の作成方法
資料は次に従い作成すること。
なお、②及び③の同種又は類似業務の実績については、平成20年度以降に、業務が完了し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。
- ① 登録状況
当機構関西地区における平成29・30年度測量・地質調査・建設コンサルタント等業務の業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていることが確認できる資料を添付すること。
ただし、申請書及び資料の提出期限の日に認定を受けていない場合は、開札時までには認定を受けていることを条件として、競争参加資格があることを確認する。
- ② 企業の経験及び能力
同種又は類似業務の実績について(様式-2)に記載すること。
- ③ 予定管理技術者の経験及び能力
予定管理技術者の資格、同種又は類似業務の経験について(様式-3)及び(様式-4)に記載すること。
- ④ 実施方針
業務の理解度及び実施体制について、(様式-5)に記載すること。
また、実施体制に係る技術者の資格、経験等について、(様式-5-2)に記載すること。
- ⑤ 評価テーマに関する技術提案
評価テーマに関する技術提案について、(様式-6)に記載すること。記載にあたっては、1テーマについてA4版1枚とする。
なお、評価テーマに関する技術提案の提出が無い場合及び内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合、業務の目的及び内容に反する記述や事実誤認等があり、適切な業務執行が妨げられる内容となっている場合並びに、実施方針及び評価テーマに関する技術提案の整合性が図られていない場合は欠格とすることができる。
評価テーマに関する技術提案書においては、提出者が特定される記述は行わないこと。例えば、事業者名や過去の調査や設計等の具体名を挙げての記載など。
- ⑥ 同種及び類似業務の実績
②及び③の同種又は類似業務の実績として記載した業務に係る契約書(使用書を含む)の写しを提出すること。
ただし、当該業務が財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計実績情報サービス(TECRIS)」に登録されている場合は、契約書の写しの提出は求めない。
なお、下請負、出向又は派遣による業務の実績については、当該業務が同種又は類似業務と判断できる根拠資料も併せて提出すること。
- ⑦ 電子入札システムで提出する場合の注意事項
電子入札システムにより申請書及び資料等を提出する場合は、ファイル形式はWord2010形式以下のもの、Excel2010形式以下のもの、PDF形式又は画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式)で作成すること。
ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。
契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。
ファイル容量の合計が2MBを越える場合は、すべての書類を郵送により提出すること。
この場合、必要書類の全てを郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。
郵送する際は、表封筒に「『和歌山市中心市街地における再整備方策等検討業務』に係る参加表明書別添資料在中」と明記する。
また、電子入札システムにより、以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付し、送信すること。
・ 郵送する旨の表示
・ 郵送する書類の目録
・ 郵送する書類のページ数
・ 発送年月日
提出期限は、上記(1)(本業務の参加表明)④の提出期間と同一の日時(必着)とし、郵送による場合は、郵便書留等の配達記録が残るものに限るものとする。

- (4) 競争参加資格の確認日及び結果通知
競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日を持って行う。
また、その結果は平成30年8月3日(金)に通知する。
- (5) その他
- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - ③ 契約担当役は、提出された申請書及び資料を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
 - ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は認めない。

8 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- ① 提出期限： 平成30年8月10日(金)午後5時
 - ② 提出場所： 6(2)に同じ
 - ③ 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、西日本支社長の承諾を得た場合は、書面を持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 契約担当役は、説明を求められたときは、平成30年8月24日(金)までに説明を求めたものに対し、電子入札システム（書面による説明要求の場合は、書面）により回答する。
ただし、一時期に苦情件数が集中する等、合理的な理由がある場合は、回答期間を延長することがある。
- (3) 契約担当役は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての的確を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。
- (4) 契約担当役は、(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した内容及び回答を行った内容を電子入札システムを閲覧による方法により遅滞なく公表する。
(書面による説明要求の場合は、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。)

9 入札説明書に対する質問

- (1) 質問書の提出方法
この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い、書面（別紙様式）により提出すること。
- ① 提出期間： 平成30年7月10日(火)から平成30年8月8日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後5時まで
 - ② 提出場所： 6(2)に同じ
 - ③ 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、西日本支社長の承諾を得た場合は、書面を6(1)へ持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 回答方法
(1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより閲覧に供する。ただし、発注者の承諾を得て紙入札をする場合は6(1)において閲覧に供する。
閲覧期間：平成30年8月22日(水)から平成30年8月24日(金)までの毎日午前10時から午後5時まで

10 入札書の提出期間及び場所

提出期間 平成30年8月23日(木)～24日(金)正午まで
提出場所 6(2)に同じ

11 開札の日時及び場所

日時： 平成30年8月27日(月)
場所： 場所：独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部 契約課
※開札時間は、競争資格確認通知に併せて通知する。

12 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、郵送すること。持参又は電送による提出は認めない。
また、入札参加者は、作成した入札書（様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書を参照）について、入札案件ごとに封をすること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 本業務において、入札に参加する者が当機構の関係法人1者の場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

13 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

14 開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと（電子入札システムにて入札を行う場合は、立ち合いは不要。）。

15 入札の無効

本揭示において示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
なお、契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

16 落札者の決定方法

上記5(2)による。

17 手続における交渉の有無

無

18 契約書作成の要否等

3(5)契約書案により、契約書を作成するものとする。

19 支払条件

完成払とする

20 関連情報を入手するための照会窓口

6に同じ。

21 その他

- (1) 入札参加者は、当機構ホームページの「入札・契約情報」に掲載されている入札(見積)心得書及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
なお、業務請負契約書案及び入札心得書については、当機構ホームページで閲覧のこと。
<http://www.ur-net.go.jp/order/nyusatuyosiki.html>
- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書及び資料を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、申請書及び資料に記載した予定管理技術者を当該業務に配置すること。

- (4) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、8時30分から20時00分まで稼働している。
システムを停止する場合等は、電子入札ホームページ「お知らせ」において公開する。
- (5) システム操作マニュアルは、UR都市機構 入札・契約情報 電子入札のホームページに公開している。
- (6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札総合ヘルプデスク ℡0570-021-777
電子入札ホームページ <http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/>
 - ・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
ICカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせること
ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、下記へ連絡すること。
 独立行政法人都市再生機構西日本支社総務部契約課 電話06-6969-9970
- (7) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
 - ・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・見積依頼通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・見積書受信確認通知（不落随契に移行した場合のみ。電子入札システムから自動通知）
 - ・見積締切通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- (8) 本業務は業務成績評定対象業務として、業務完了後受注者に対して業務成績評定点を通知する。
また、付与した業務成績評定点は、将来の業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。
- (9) 落札者は、重要な情報及び個人情報の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく、適切な管理能力を有していること。
また、別添一3「個人情報等の保護に関する特約条項」を業務委託契約書と併せて、同日付で締結するものとする。
- (10) 現場代理人及び管理技術者は担当技術者を兼任することができ、現場代理人は管理技術者を兼任することができる。
- (11) 現場代理人は、監督員と常時連絡が取れる状態とすること。
- (12) 下請負は原則認めない。
ただし、下請負承諾願が提出され、機構が業務に支障がないと判断される場合は、承諾書を交付し認めることとする。この場合、下請負総額は、当該業務請負契約額の原則3分の1以内とする。

- ① 下請負の取扱
 業務の重要性により、イ主たる部分の業務、ロ軽微な業務及びハその他の業務の3つに分類し、次の通り取り扱う。
 イ 主たる部分の業務
 主たる部分の業務の下請負は認めない。
 ロ 軽微な業務
 軽微な業務は下請負承諾願及び下請負人届での確認を要しない。
 ハ その他の業務
 その他の業務は、下請負承諾願及び下請負人届が提出され、かつ、業務に支障が無いと判断した場合に承諾する。
- ② 業務の重要性の定義
 イ 主たる部分の業務
 業務の総合的企画、業務遂行管理、技術的判断、業務手法の比較検討及び決定、説明資料・報告書の作成方針の決定及び成果物の照査をいう。
 ロ 軽微な業務
 ワープロ、コピー、印刷、製本資料の整理、トレース、単純な集計、データ入力及び単純な計算処理をいう。
 ハ その他の業務
 イ又はロのいずれにも当たらない業務をいう。
- (13) 契約の履行に当たって、暴力団員等から不当要求・不当介入を受けた場合は、必ず警察への届出又は相談を行い、機構に対してもその事実内容を報告すること。
 なお、下請業者が同様の要求・介入等を受けた場合についても必ず警察への届出又は相談を行うよう指導し、機構に対してもその事実内容を報告すること。
- (14) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。
 これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。
 なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。
 また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、御了知願います。
- 1) 公表の対象となる契約先
 次のいずれにも該当する契約先
 ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
 ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること。
 又は、課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- 2) 公表する情報
 上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。
 ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 ② 当機構との間の取引高
 ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨
- 3) 当方に提供していただく情報
 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 ①
 ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- 4) 公表日
 契約締結日の翌日から起算して72日以内

以上

※お車でのご来場は、周辺道路の交通停滞を招く恐れがありますので固くお断り申し上げます。

競争参加資格確認申請書

年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 西村 志郎 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成30年7月9日付で掲示のありました和歌山市中心市街地における再整備方策等検討業務に係る参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札説明書4(1)の規定を満たすものであること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書7(3)①に定める登録状況を記載した書面
- 2 入札説明書7(3)②に定める企業の経験及び能力を記載した書面(様式-2)
- 3 入札説明書7(3)③に定める予定管理技術者の経験及び能力を記載した書面
(様式-3)及び(様式-4)
- 4 入札説明書7(3)④に定める業務の実施方針を記載した書面
(様式-5)及び(様式-5-2)
- 5 入札説明書7(3)⑤に定める評価テーマに関する技術提案を記載した書面
(様式-6)
- 6 入札説明書7(3)⑥に定める契約書(仕様書を含む)の写し

受付印

注) なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(402円)の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。(電子入札の場合は不要)

・企業の平成20年度以降に受注し完了した同種又は類似業務実績

商号又は名称

業務分類	
業務名	
TECRIS登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
技術的特徴	

注1: 業務分類には、入札説明書4(4)に記述のある「同種業務」又は「類似業務」のいずれかを記載する。

注2: 記入に際しては1件あたり本様式1枚とし、記載した業務に係る契約書(仕様書を含む)の写し等を添付すること。なお、下請による業務の実績については、当該業務が同種又は類似業務と判断できる根拠資料も併せて提出すること。

・予定管理技術者の経歴等

① 氏名			
② 所属・役職			
③-1 保有資格			
・技術士(建設部門)		(登録番号:	取得年月日:)
・一級建築士		(登録番号:	取得年月日:)
③-2 実務経験が25年以上ある場合			
・別途履歴書を添付			
④ 同種又は類似業務経歴(平成20年度以降、最大2件)			
業務分類	業務名	発注機関	履行期間
事業者としての実務経験 (従事機関名)		役職	従事機関
業務分類	業務名	発注機関	履行期間
事業者としての実務経験 (従事機関名)		役職	従事機関

注: 業務分類には、入札説明書4(5)②の「予定管理技術者」において定義した「同種業務」又は「類似業務」のいずれかを記載する。

・予定管理技術者の平成20年度以降に受注し完了した同種又は類似業務実績

業務分類	
業務名	
TECRIS登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	(〇〇技術者として従事)
業務の技術的特徴	
当該技術者の業務担当の内容	

注1: 業務分類には、入札説明書4(5)②に記述のある「同種業務」又は「類似業務」のいずれかを記載

注2: 業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記載すること。

注3: 〇〇技術者とは、「管理」又は「担当」のいずれかを記載すること。

注4: 記入に際しては1件あたり本様式1枚とし、記載した業務等に係る契約書(仕様書を含む)の写し等を添付すること。なお、下請、出向又は派遣による業務の実績については、当該業務が同種又は類似業務と判断できる根拠資料も併せて提出すること。

・実施方針

業務の実施方針(業務理解度)

実施体制図

注1: 実施体制図には、予定管理技術者、予定業務責任者及び予定担当技術者の想定される業務経験等(例:調査・検討業務に係る業務経験、業務実施に資する取得資格等)を加味し作成すること。文字サイズは10ポイント以上とする。

注2: 記載にあたっては、A4判1枚に記載すること。なお、2枚以上で提出した場合は評価しない(加点しない)ものとする。

・予定担当技術者の資格、業務経験等

No	保有資格	業務経験等

注：(様式-5)に記載する実施体制図の補足資料として、作成すること。

・評価テーマに関する技術提案

評価テーマ:本業務実施に当たり、配慮、検討すべき事項

注1: 評価テーマに対する業務の実施に係る提案として、その取組み方法を具体的に記載すること。文字サイズは10ポイント以上とする。

注2: 記載にあたっては、1テーマ、A4判1枚に記載すること。なお、2枚以上で提出した場合は評価しない(加点しない)ものとする。

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 西村 志郎 殿

(提出者) 住所

名称

代表者

印

質 問 書

(件 名) 和歌山市中心市街地における再整備方策等検討業務

標記について、質問事項は次のとおりです。